

■報告第1号 専決処分の報告について（工事請負契約の一部を変更する契約の締結について）

【要旨】

平成27年6月10日に請負契約の議決をいただいた「平成27年度 26災 第102-69号 若井笠ノ川池災害復旧工事（土木工事）」に係る工事請負契約について、下記のとおり、工事請負契約の一部を変更する契約を締結するため、地方自治法第180条第1項及び地方自治法第180条第1項に基づく四万十町長専決処分事項第3項の規定に基づき、去る1月17日に専決処分しましたので、同法第180条第2項の規定により報告するものです。

【工事請負契約の変更契約締結内容】

工 事 名	平成27年度 26災 第102-69号 若井笠ノ川池災害復旧工事（土木工事）
工 事 場 所	四万十町 若井 地内
契 約 金 額	94,371,480円 (内消費税及び地方消費税 6,990,480円)
変更契約金額	97,331,760円 (内消費税及び地方消費税 7,209,760円)
増 減 額	2,960,280円 (内消費税及び地方消費税 219,280円)
契約の相手方	高知県高岡郡四万十町琴平町15番16号 有限会社 三浦建設 代表取締役 三浦 新平

【変更内訳】

変更内容	変更理由	変更金額
土取場工	旧堤体掘削土に泥土が混入していたことから堤体工盛土材として再利用不可分を残土処分とし、再利用可能分を精査した結果による流用土運搬の減（1,060m³ → 400m³）。これに伴う残土処理土量の増（2,380m³ → 3,120m³）及び土取場からの搬入土の増（6,530m³ → 7,310m³）。 土取場における支障木及び木根等処分の実績による精査（68.9t → 113.3t）。	2,960,280円